2　この条約は、次のものについて適用する。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　サウジアラビア王国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第三十条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　サウジアラビア王国については、

(i)　源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる租税の額

(ii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十年十一月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
前原誠司

サウジアラビア王国政府のために
アル・アッサーフ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国政府及びサウジアラビア王国政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約の適用上、「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はサウジアラビア王国の租税をいう。

2　条約第三条1(d)の規定に関し、「者」には、締約国及び当該締約国の地方政府又は地方公共団体を含むことが了解される。

3　条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす者を含むことが了解される。

(a)　当該一方の締約国の法令に基づいて組織されたものであること。

(b)　専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他これらに類する公の目的のために、又は退職年金その他これに類する報酬を管理し、若しくは給付するために当該一方の締約国において設立され、かつ、維持されること。

(c)　当該一方の締約国において租税を免除されること。

4　条約第四条3の規定に関し、双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のもののうち、一方の締約国内に本店又は主たる事務所の所在地を有し、かつ、他方の締約国内に事業の実質的な管理の場所を有するものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

5　条約第七条の規定に関し、「利得」には、個人による人的役務の提供から生ずる所得（条約第十四条又は第十五条で取り扱われているもの）を含まないことが了解される。

6　条約第七条1の規定に関し、役務の提供（コンサルタントの役務の提供を含む。）から得られる一方の締約国の企業の利得については、他方の締約国内にある恒久的施設によって当該活動が実際に行われた結果得られる利得のみが当該他方の締約国内にある恒久的施設に帰せられるものとすることが了解される。

7　条約第七条3の規定に関し、企業の恒久的施設が当該企業の本店又は当該企業の他の事務所に支払った又は振り替えた支払金（実費弁償に係るものを除く。）で次に掲げるものについては、損金に算入することを認めないことが了解される。

(a)　特許権その他の権利の使用の対価として支払われる使用料、報酬その他これらに類する支払金

(b)　特定の役務の提供又は事業の管理の対価として支払われる手数料

(c)　当該恒久的施設に対する貸付けに係る債権から生じた所得（当該企業が銀行業を営む企業である場合を除く。）

8　条約第八条の規定に関し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むことが了解される。ただし、(a)に規定する賃貸又は(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。

(a)　裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得

(b)　物品又は商品の運送のために使用されるコンテナー（コンテナーの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

9　条約第八条の規定に関し、条約第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用する場合において、サウジアラビア王国の企業であるときは日本国の事業税、日本国の企業であるときは日本国の事業税に類似する税でサウジアラビア王国において今後課されることのあるものを免除される。

10　条約第九条の規定に関し、同条1の規定にかかわらず、締約国は、同条1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、同条1に規定する状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この10の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

11　条約第十条2(a)の規定に関し、日本国の居住者である法人が支払う配当であって、サウジアラビア王国の居住者が受益者であるものについては、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合に限り、同条2(a)の規定を適用する。

(a)　当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする百八十三日の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合

(b)　当該配当を支払う法人が、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができない場合

12　条約第十一条の規定に関し、同条2の規定にかかわらず、サウジアラビア王国内において生ずる債権から生じた所得であって、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。